

広島市告示第248号  
令和8年4月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
特定非営利活動法人もちもちの木	グループホーム土橋のおうち	広島市中区土橋町5番35号	令和8年4月30日	認知症対応型共同生活介護 及び介護予防認知症対応型 共同生活介護